運輸安全マネジメントへの取組み

当社の安全方針

《輸送の安全で社会へ貢献》

※当社の安全方針 《輸送の安全で社会へ貢献》

1. 経営の責任者の責務

- (1) 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有します。
- (2)経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等、 必要な措置を講じます。
- (3)経営トップは、輸送の安全の確保に関し、運行管理者の意見を尊重します。
- (4)経営トップは、輸送の安全を確保する為の業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行います。

2. 社内組織(別紙1)

3. 輸送の安全確保に関する基本的方針

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹である事を深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、 安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂 行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送 の安全に関する情報については積極的に公表いたします。

4. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底し、関係法令及び社内規定に定められた事項を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう 努めます。
- (3) 輸送の安全に関するチェックを行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情

報を伝達、共有いたします。

- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施いたします。
- (6) 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為は行いません。更に、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、下請事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努めます。

5. 輸送の安全に関する目標の設定及び計画の作成(別紙2)

6. 輸送の安全に関する計画の実施

- (1)春の全国交通安全運動(5月上旬)秋の全国交通安全運動(9月下旬) 年末・年始の輸送等に関する安全総点検(12/10~1/10)年末・年始労 働災害防止強調運動(12/10~1/10)等に合わせて、事故防止運動を重 点的に展開し、輸送の安全性向上に努めます。
- (2) 『セーフティードライブチャレンジ123作戦』が、1チーム5人の編成となるため、年間を通じてチームを結成し、チームリーダーを選出して定期的にチーム毎の事故、違反の発生状況を確認し、目標達成に向けて意識の高揚を図ります。

7. 輸送の安全に関する情報の共有及び伝達

- (1) 定期的な従業員教育研修会を開催し、各チームリーダーよりチーム毎の事故、違反の具体的な発生状況について発表させ、それを基に問題点及び改善方法等について協議し、再発防止対策を策定し、乗務前点呼等の際に全従業員に復唱させる等の方法により、周知徹底を図ります。
- (2) 乗務後点呼時に、事故、災害等に関する報告に合わせて、運行又は荷役中に発生したヒヤリハット体験について、点呼執行者が必ず確認し、発生報告を受けた場合には、所定の様式に必要事項を記録するとともに、運行管理者に速やかに報告し、乗務前点呼執行者に確実に伝達し、全従業員に対し、周知徹底を図ります。

8. 事故、災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統(別紙3)

9. 輸送の安全に関する教育及び研修

国土交通省告示第1092号(平成18年9月19日付)『貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置』に基づき、国土交通省告示第1366号(平成13年8月20日付)『貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針』を基本に、全従業員に対する指導及び監督を実施します。

10. 安全に関するチェック・業務の改善に関する事項

安全マネジメントの実施状況については、少なくとも、年に1回以上、重大な事故、災害等が発生した場合には、緊急に輸送の安全に関するチェックを行い、輸送の安全確保のために必要な方策を検討し、速やかに是正措置又は予防措置を講じます。

11. 情報公開に関する事項

- (1)以下の事項については、毎事業年度の経過後100日以内に外部に公表いたします。
 - ① 輸送の安全に関する基本的な方針、目標及びその達成状況
 - ② 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計(総件数及び類型別の事故件数)
- (2) 以下の事項については、遅滞なく外部に公表いたします。
 - ① 輸送の安全確保命令、事業改善命令又は行政処分を受けた時は、当該 処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置(事故発生後における 再発防止対策並びに改善状況等)及び講じようとする措置の内容
- (3) 上記各号については、本社営業所への掲示又は車輌内への掲示等により外部に公表いたします。

12. 輸送の安全に関する記録の管理等

輸送の安全に関する基本的な方針、重点施策及びチェックの結果、その他の輸送の安全に関する情報の記録及び保存については、当社の運輸安全マネジメント管理規定並びに既存の事故記録及び教育記録簿等により記録、保存します。

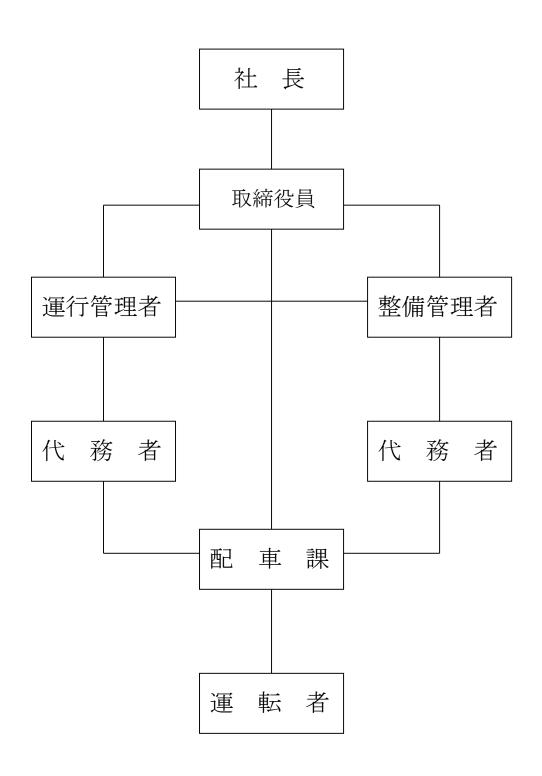
13. 輸送の安全に関する措置事項

- (1) 日常的に、運転者による運行車輌の整備、管理、装備確認を義務付け 実行させます。また、整備管理者は常に運行車輌の安全状況を把握し、 恒常的に輸送の安全の確保に必要な予防措置を講じ、輸送の安全の 確保を阻害する問題については、早急に是正措置を講じます。
- (2) 運行または荷役中に発生した事故、災害およびヒヤリハット体験について、運行管理者は速やかに原因究明を行い、再発防止に必要な是正措置を講じるとともに、日常的に過去に発生した事故、災害等の情報を基にして、未然に防止するための予防措置を講じる努力をします。

14. グリーン経営の認証取得に伴い、環境対策事項

- (1) 環境保全のための仕組み・体制の整備
- (2) エコドライブの実施
- (3) 低公害車の導入
- (4) 自動車の点検・整備
- (5) 廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進
- (6) 大気汚染物質の排出抑制のための取組み

社 内 組 織 図



輸送の安全に関する目標

【2020年度目標】

- 1、事故ゼロを企業の使命とする
- 2、環境に配慮した省エネ運転を実施する

(期間:2020年4月1日~2021年3月31日)

【目標達成のための計画】

- 事故を起こしたドライバーには新設の
 『ドライバー再教育プログラム』にて事故原因を究明し、事故の再発を防ぐ。
- 2、 我社の自動車事故報告規則第2条に規定する事故 0件を目指す。
- 3、新入社員教育及び乗務員年間教育をより充実させ、 安全意識のさらなる向上を図る。
- 4、 環境教育を充実させる。
- 5、 コンプライアンスを全社員に遵守させる。

(株) マルエス フリージング ジャンクション代表取締役社長 佐 野 強